

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 182 回

もう今年も夏が過ぎて、秋口に入りかけています。
 皆様の目標は達成できそうですか？ガンバってみえますか？
 今年もきっと悲喜こもごも、いろいろな事があったことと思いますし、またこれからいろいろな事が押し寄せてくるでしょう。
 そんな時の心構えを少しお話しします（私も心がけている事です）。

- (1) 決して諦めるな、貴方の努力は必ず報われる！！
- (2) まず自ら行動しよう、従業員や他人への当て事は天（他人）に心が伝わらない。したがって、結局いい結果はついてこない。
- (3) 周りの人（従業員も、顧客様も）の幸せを考えて行動しよう。それはあなた（あなたの会社）に必ず幸せを呼び寄せる。
- (4) 内にパワーを蓄えよう。パワーがなければ結局負け組。
- (5) 最後はやはり感謝。感謝の気持ちがあなたに幸運を！！

さあ、下期も元気でがんばりましょう！！

前田の《今人生を語る》第 89 回

めざめよ日本人 ⑩

「力の国」から「美しい国」へ

「力の国」とはどんな国でしょう？

- ・ 拡大経済
- ・ 格差社会
- ・ 結果の平等ではなく機会の平等の社会
したがって勝ち組と負け組の歴然とした差別化
- ・ 持たざる者はますます苦しくなる社会
- ・ 働く意欲をなくす社会 → フリーターの増大
- ・ 精神的荒廃を呼ぶ社会

さて、では「美しい国」とはどんな国でしょう

- ・ まず教育制度の見直し・・・道徳心の向上、モラルの向上
- ・ 自然環境の見直し・・・水・緑・土を大切にする
- ・ 再チャレンジが可能な国（どんな国？）
- ・ 他は？

さてこれからは皆さんが考え、国に提案をしましょう。

自分たちの国は自分たちで良くしましょう！！ チャンスです。

中小企業者が設備投資を行った場合の優遇措置

佐藤 洋

中小企業者等が新品の機械装置等を取得又は賃借（リース）し、事業の用に供した場合には、一定の要件を満たすことによりその事業の用に供した事業年度において、特別償却又は税額控除の特例も受けることができます。

1. 対象法人

青色申告法人である次の法人です。

- (1) 特別償却又は賃借に係る税額控除
 中小企業者又は農業協同組合等
 （中小企業者とは資本金又は出資金の額が 1 億円以下の法人で、大規模法人の子会社など、一定の法人は除かれます）
- (2) 取得に係る税額控除
 中小企業者のうち資本金もしくは出資金の額が 3,000 万円以下の法人、又は農業協同組合等

2. 対象資産

- (1) 機械装置で 1 台の取得価額が 160 万円以上のもの、又はリース費用の総額が 210 万円以上のもの
- (2) 一定の電子計算機、デジタル複合機で同一種類の取得価額の合計額が 120 万円以上のもの、又はリース費用の総額の合計額が 160 万円以上のもの
 （平成 18 年 3 月 31 日までに取得した一定の器具備品はこの特例の対象となります）
- (3) 一定のソフトウェアでその取得価額の合計額が 70 万円以上のもの又はリース費用の総額の合計額が 100 万円以上のもの（平成 18 年 4 月 1 日以降の取得、又は賃借したものに限り） → 新設
- (4) 車両運搬具のうち、一定の普通自動車で貨物運送の用に供されるもののうち、車両総重量が 3.5 トン以上のもの
- (5) その他一定のもの

3. 特別償却

取得価額の 30%を特別償却することができます(注)

4. 税額控除(法人税額の 20%を限度とします)

- (1) 取得に係る税額控除
 取得価額の 7%相当額(注)
- (2) 賃借に係る税額控除
 リース費用の総額の 60%の金額の 7%相当額

(注) 対象資産の(1)～(4)の場合であり、その他一定の要件があります。